

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 №.001

処 分 名	農用地利用規程の認定の取消し
処 分 の 概 要	<p>農用地に関し権利を有する者の組織する団体（農用地利用改善団体）が、その区域内における農作業の効率化や農地の利用関係の改善等を行うために定め、なおかつ市の認定を受けたものが「農用地利用規程」になる。その規程に従って農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業を行っていない等の事由が生じた場合、市はその認定を取り消すことができます。</p>
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 24 条第 3 項 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 7 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事例について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■法第 24 条第 3 項の規定による。

第 24 条

3 同意市町村は、認定団体が前条第 1 項の認定に係る農用地利用規程(前 2 項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

■政令第 7 条の規定による。

(農用地利用規程の認定の取消しの事由)

第 7 条 法第 24 条第 3 項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 農用地利用規程について法第 23 条第 1 項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。
- (2) 法第 6 条第 5 項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が法第 23 条第 3 項第 1 号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程について法第 24 条第 1 項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。)。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.002

処 分 名	受益者からの分担金の徴収
処 分 の 概 要	県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で、当該土地改良の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものからその負担金の一部を分担金として徴収することができます。
根拠条例等・条項	春日部市県営土地改良事業負担金に関する分担金徴収条例 (平成17年条例第135号)
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。 また、県営事業の計画の内容によるところとなります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備 考	

根拠条例及び 関係例規等の抜粋

■春日部市県営土地改良事業負担金に関する分担金徴収条例 (趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項及び第91条の2の規定に基づく県営土地改良事業負担金に関する分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 春日部市は、法第91条第2項の規定による県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で、当該土地改良の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものからその負担金の一部を分担金として徴収することができる。

(分担金の額)

第3条 前条の規定により春日部市が徴収することができる分担金の総額は、当該県営土地改良事業に要する費用につき法第91条第2項の規定により春日部市が負担する負担金の範囲内で市長が定める額とする。

2 前条の規定により春日部市が徴収することができる分担金の額は、市長の定めるところにより、当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、その徴収を受ける者の面積及び当該県営土地改良事業により利益を受ける程度に応じて前項の分担金の総額を割り振って得られる額とする。

(分担金の特例)

第4条 春日部市は、当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第3条に規定する資格を有するものから、当該県営土地改良事業について県が国から交付を受けた補助金並びに県及び市が負担した額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振って得られる範囲内で当該土地の全部又は一部につき、当該県営土地改良事業の工事完了の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合に当該転用に係る土地の面積に応じた額を納付させる旨の条件を付した分担金を徴収する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部農業振興課 No.003

処 分 名	受益者及び埋地取得者からの負担金の徴収
処 分 の 概 要	国営土地改良事業における受益者及び埋地取得者からの負担金の徴収
根拠法令等・条項	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 90 条第 6 項
処 分 基 準	<p>処分の先例がなく、当面処分が見込まれないのであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。</p> <p>なお、前例の国営土地改良事業(平成 4 年から平成 15 年)では徴収していません。</p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

■土地改良法

第九十条 国は、政令の定めるところにより（国営土地改良事業が廃止された場合にあっては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより）、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

- 2 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。
- 3 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業（公有水面埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。）に係る第一項の規定による負担金については、前項の規定によるほか、都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、第九十四条の八第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。
- 4 前二項に掲げる者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。
- 5 第一項の都道府県は、第二項及び第三項の規定による負担金の全部又は一部の徴収に代えて、政令の定めるところにより、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る第二項及び第三項に掲げる者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。
- 6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.004

処 分 名	賦課金等の徴収
処 分 の 概 要	春日部市営土地改良事業に要する経費について、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき規定する資格を有する者に対して金銭を賦課徴収します。
根拠条例等・条項	春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 (平成 17 年条例第 136 号)
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
(目的)

第1条 この条例は、春日部市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条第1項及び第5項の規定に基づき、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭を賦課徴収する場合に、必要な事項を定めることを目的とする。

(賦課の基準等の決定)

第2条 前条の規定により徴収する各年度の賦課の額（第3項に規定するものを除く。）は、その年度における当該事業の施行に要する経費のうち、国又は県から受ける補助金の額を除いたものを超えない範囲内において市長が定める。

2 前項の賦課の基準は、当該事業の施行に係る地域内にある土地の利益を勘案して受益地積割とし、その徴収は一時払いの方法によるものとする。

3 法第96条の4第1項において準用する法第36条の3の規定による特別徴収金は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等に相当する額とする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部農業振興課 №.005

処 分 名	特別徴収金の徴収
処 分 の 概 要	春日部市営土地改良事業に対して補助金等の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなった場合に限り、規定による徴収金の徴収をすることができます。
根拠条例等・条項	春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 (平成 17 年条例第 136 号)
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、春日部市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条第1項及び第4項の規定に基づき、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭を賦課徴収する場合に、必要な事項を定めることを目的とする。

(賦課の基準等の決定)

第2条 前条の規定により徴収する各年度の賦課の額（第3項に規定するものを除く。）は、その年度における当該事業の施行に要する経費のうち、国又は県から受ける補助金の額を除いたものを超えない範囲内において市長が定める。

- 2 前項の賦課の基準は、当該事業の施行に係る地域内にある土地の利益を勘案して受益地積割とし、その徴収は一時払いの方法によるものとする。
- 3 法第96条の4第1項において準用する法第36条の2の規定による特別徴収金は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の2の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等に相当する額とする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.006

処 分 名	目的外用途使用者等の特別徴収
処 分 の 概 要	国営土地改良事業で予定した農地が目的外用途に供されたときの、特別徴収
根拠法令等・条項	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 90 条の 2 第 1 項
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

■土地改良法

第九十条の二 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業（第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業、国営市町村特別申請事業及び第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.007

処 分 名	目的外用途使用者等の特別徴収
処 分 の 概 要	国営土地改良事業で予定した農地目的外用途に供されるときの、特別徴収金の徴収
根拠法令等・条項	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 90 条の 2 第 4 項
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

■土地改良法

第九十条の二

4 国、都道府県又は市町村は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成された土地を第九十四条の八第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八第四項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあっては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.008

処 分 名	目的外用途使用者等の特別徴収
処 分 の 概 要	国営土地改良事業で予定した農地が目的外用途に供されるときの、特別徴収金の徴収
根拠法令等・条項	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 90 条の 2 第 6 項
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

■土地改良法

第九十条の二

6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第百十三条の三第二項又は第三項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつてている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.009

処 分 名	目的外用途使用者等の特別徴収
処 分 の 概 要	県営土地改良事業で予定した農地が目的外用途に供されるときの、特別徴収
根拠法令等・条項	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 91 条の 2 第 1 項
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

■土地改良法

第 91 条の 2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.010

処 分 名	目的外用途使用者等の特別徴収
処 分 の 概 要	県営土地改良事業で予定した農地が目的外用途に供されたときの、特別徴収金
根拠法令等・条項	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 91 条の 2 第 4 項
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

■土地改良法

第 91 条の 2

4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となってその効果が生じ若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となってその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.011

処 分 名	一時利用地指定
処 分 の 概 要	市営土地改良事業において換地処分までの間に従前の土地に代わる一時利用のための土地を事業主体が指定するもの
根拠法令等・条項	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 4
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

■土地改良法

第 53 条の 5 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。

- 2 土地改良区は、前項の規定により一時利用地を指定する場合には、換地計画において定められた事項又はこの法律で規定する換地計画において定める事項の基準を考慮してしなければならない。
- 3 第一項の規定による一時利用地の指定は、その一時利用地及び従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知してするものとする。
- 4 第一項の規定により一時利用地が指定されたときは、従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、前項の規定による通知に係る使用開始の日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、一時利用地をその性質によって定まる用方に従い、従前の土地について有する当該権利に基づく使用及び収益と同一の条件により使用し及び収益することができる。
- 5 前項の場合には、同項の者は、従前の土地については、その土地について有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。
- 6 第一項の規定により一時利用地が指定されたときは、その一時利用地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、第三項の規定による通知に係る使用開始の日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、その一時利用地について、その有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。

第 96 条の 4 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第十九項及び第二十項、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度とし

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

て、」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第六十四条中「第百十三条の三第二項」とあるのは「第百十三条の三第三項」と、第八十七条の四第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二から第九十六条の四まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第八十八条第十九項中「第八条第二項」とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改

良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.012

処 分 名	換地処分前の使用収益の停止
処 分 の 概 要	市営土地改良事業において換地を定めない土地として指定した土地に限り、期日を定めて、との土地の全部について使用し収益することを停止する行政処分
根拠法令等・条項	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 4
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋
係法令等の抜粋**

第 53 条の 6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第五十三条の二の二第一項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地（次項に規定する土地を除く。）につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。

- 2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた土地（同条第一項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。）につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。
- 3 第一項又は前項の規定によりこれらの各項に規定する土地の全部又は一部について使用し及び収益することが停止された場合には、その全部又は一部の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、第一項又は前項の期日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、その全部又は一部の土地について、その有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。

第 96 条の 4 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第十九項及び第二十項、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るもの」であるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合

根拠法令及び 関係法令等の抜粋 係法令等の抜粋

員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第六十四条中「第百十三条の三第二項」とあるのは「第百十三条の三第三項」と、第八十七条の四第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二から第九十六条の四まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第八十八条第十九項中「第八条第二項」とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三

項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者」と、「に対する負担金」とあるのは「に対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋
係法令等の抜粋**

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.013

処 分 名	仮清算金支払地の使用収益の停止
処 分 の 概 要	市営土地改良事業において換地を定めない土地として指定し、仮清算金が支払われた土地につき、期日を定めて、その土地の全部について使用し収益することを停止する行政処分。
根拠法令等・条項	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 4
処 分 基 準	処分に先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

■土地改良法

第 53 条の 6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第五十三条の二の二第一項の規定により換地計画において換地を定めないとされる従前の土地（次項に規定する土地を除く。）につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。

- 2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた土地（同条第一項の規定により換地を定めないとされる土地として指定された土地に限る。）につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。
- 3 第一項又は前項の規定によりこれらの各項に規定する土地の全部又は一部について使用し及び収益することが停止された場合には、その全部又は一部の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、第一項又は前項の期日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、その全部又は一部の土地について、その有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。

第 96 条の 4 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第十九項及び第二十項、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第六十四条中「第百十三条の三第二項」とあるのは「第百十三条の三第三項」と、第八十七条の四第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二から第九十六条の四まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第八十八条第十九項中「第八条第二項」とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十

項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.014

処 分 名	一時利用地指定の利益相当額徴収
処 分 の 概 要	市営土地改良事業において一時利用地の指定により従前の土地の使用収益以上の内容のものを与えることより利益を受ける場合は、その利益に相当する額の金銭を徴収することができます。
根拠法令等・条項	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条 4
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

■土地改良法

第 53 条の 8

2 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその指定によって利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。

第 96 条の 4 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第十九項及び第二十項、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担した

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

もの」と、第六十四条中「第百十三条の三第二項」とあるのは「第百十三条の三第三項」と、第八十七条の四第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二から第九十六条の四まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第八十八条第十九項中「第八条第二項」とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.015

処 分 名	清算金の徴収
処 分 の 概 要	交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができます。
根拠法令等・条項	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 108 条
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■土地改良法

第 108 条 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項の規定による公告
があったときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地利用
集積円滑化団体、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があった
交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければなら
い。

第 108 条第 2 項 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定
めるところに従い清算金を徴収することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.016

処 分 名	土地改良事業の障害物の除去等
処 分 の 概 要	土地改良事業の施行に必要な障害物の除去等
根拠法令等・条項	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 119 条
処 分 基 準	処分の先例がなく、当面処分が見込まれないのであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。 なお、土地改良事業の計画の内容によるところとなります。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

■土地改良法

第119条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取り壊すことができる。但し、これによって通常生ずべき損失を補償しなければならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋